

労務 ROAD

■「年金生活者支援給付金制度」がはじまりました

2019年10月1日より、「年金生活者支援給付金制度」がはじまりました。消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乘せして支給されるものです。

●受給している年金ごとの受給要件

老齢基礎年金の受給者	障害基礎年金の受給者	遺族基礎年金の受給者
<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上である。 ・同一世帯の全員が市町村住民税非課税である。 ・前年の公的年金等の収入金額+その他の所得が879,300円以下。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年所得が4,621,000円以下である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年所得が4,621,000円以下である。

※遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。
 ※前年の所得は扶養親族の数に応じて増額。

●給付額（老齢基礎年金受給者の場合・原則の額）

5,000円を基準として保険料納付済期間等に応じて算出されます。次の①と②の合計額が給付額（月額）です。

- ①保険料納付済期間に基づく額 = 5,000円 × 保険料納付済期間 / 480月
 ②保険料免除期間に基づく額 = 10,834円 × 保険料免除期間 / 480月

★2019年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で対象となる方には、2019年9月頃に日本年金機構から手続きの案内が送付されています。

【厚生労働省 年金生活者支援給付金制度 特設サイト より】

■“中退共”をご存知ですか？

中退共（中小企業退職金共済制度）は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです。制度の運営は勤労者退職金共済機構が行っています。

●中退共制度の仕組み

1	加入申込	事業主が中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳が送付されます。
2	掛金納付	毎月の掛金を金融機関に納付します。掛金は全額事業主負担で、5,000円から30,000円までの16種類の中から従業員ごとに選択することができます。
3	退職金支払	退職した従業員の請求に基づき、中退共から直接従業員に支払われます。

★中退共に加入するメリット

- ・初めて中退共制度に加入する事業主や掛け金月額を増額する事業主に対して、掛け金の一部を国が助成します。
- ・掛け金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として処理することができるため、全額非課税です。
- ・従業員ごとの納付状況や退職金試算額のお知らせが事業主宛に届きますので、退職金の管理が簡単です。

【厚生労働省 より】

VOL.665
(1910-02)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
 大阪市中央区久太郎町
 1-9-26 船場 IS ビル 5F
 TEL:06-6264-6264
 FAX:06-6264-6265
 H P: <https://k-s-j.net/>
 編集担当: 矢尾・君野・川端

このたび河本社労士事務所は
 令和元年十月一日をもって
社会保険労務士法人アイデア

に組織変更いたしました。
 これもひとえに皆様の
 温かいご支援によるものと
 心より感謝申し上げます。
 代表社員 河本 芳人



10月14日は体育の日でしたが、法改正により来年から、「体育の日」は「スポーツの日」になり、オリンピックの円滑な準備の為、2020年に限り7月24日になりました。オリンピックが待ち遠しいです（川端）

10月 労務スケジュール

- ・最低賃金の改定
- ・標準報酬月額の時決定の反映(翌月控除の場合)
- ・増税による通勤手当変更
- ・全国労働衛生週間
- ・高年齢者雇用支援月間
- ・有給休暇取得促進期間